⑷　地方交付税

（地方交付税の役割等）

我が国の地方交付税制度は、国内のどのような地域においても、標準的な地方税収と地方交付税によって、標準的な行政サービスを確保することができるようにするため、必要な財源を保障する仕組みである（資料８）。同制度は、標準的な税収入をもっては標準的な行政サービスを賄うことができない地方自治体に地方交付税を交付することによって、財源保障を行う機能（財源保障機能）を有している。同時に、地方自治体間の財政力格差を調整する機能（財源調整機能）を一体的に果たす仕組みでもある。

このように地方交付税制度は、地域間で税源が偏在している中で、地方の財源によって、国民生活を支える基本的な行政サービスの多くを地方自治体が提供する仕組みが採られていることに鑑みれば、我が国の行政の基盤をなす制度として、極めて重要な役割を果たすものである。

（地方交付税の法定率の引上げ）

地方交付税が、その本来の役割である財源保障機能と財源調整機能を発揮できるようにするためには、その総額を確保することが必要となる。

近年、地方財政は巨額の財源不足が生じている。しかしながら、平成８年度以降、継続して地方交付税法第６条の３第２項の規定に該当しているにもかかわらず、法定率の引上げではなく、国及び地方の借入金等により対処されてきた（資料９）。

地方の借入金残高が約200兆円規模で推移していることは既に述べたとおりである。地方交付税の安定性と地方自治体の予見可能性を高めるため、これまで当審議会が繰り返し指摘してきたように、地方交付税法の本来の姿に立ち戻り、地方交付税の法定率を引き上げるべきである。

（トップランナー方式）

地方交付税の財源保障機能の適切な発揮を前提としつつ、地方が工夫可能な歳出については、クラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗に合わせて、業務改革を実施している地方自治体の経費水準を、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組（トップランナー方式）が進められている[14]。

トップランナー方式の導入に当たっては、まずは、業務改革の取組の推進があり、その上で、地方交付税法の趣旨に沿って対応すべきである。

一方、トップランナー方式の対象となっている業務の基準財政需要額に占める割合が僅かであり、検討対象を23業務から更に拡大すべきとの議論[15]がある。しかし、基準財政需要額は、合理的かつ妥当な水準における標準的な経費を基準にする等の地方交付税法の規定を踏まえてトップランナー方式になじまないと考えられる経費（教育・警察や社会保障など法令等で国が基準を定めている経費、産業振興・地域振興等の経費、公債費等）が多くを占めており、基準財政需要額に占める割合に着目することは合理性を欠き適切ではない。現在、検討対象とされている23業務は、定型的業務、庶務業務、公の施設の管理など幅広く地方自治体に業務改革が要請され取組状況が把握できるもの[16]のうち、単位費用[17]に計上されている全ての業務を対象としており、検討範囲として適切である。

今後、国は、23業務のうち、引き続き検討するとしている窓口業務について、業務改革の進捗状況等を踏まえ導入を検討するとともに、既に導入済みの業務について、他団体と比較可能な形での「見える化」等地方自治体が自主的に業務改革に取り組む環境整備に注力し、丁寧にフォローアップを行っていくことが重要である。

また、トップランナー方式による歳出効率化の成果については、地域が直面する諸課題に対応する経費に振り向けることなどにより、地方自治体に還元することが重要である。

業務改革の努力をして行政コストを下げれば、その分地方財源が減少するということになれば、むしろ業務改革へのインセンティブは阻害されることは、当審議会が繰り返し指摘してきたとおりである。

２．社会保障制度改革

社会保障は歳出改革の重点分野であり、現在、医療・介護提供体制の適正化等の改革が進められている。特に、平成30年度は、医療・介護に係る計画[18]の次期計画期間の開始年度であるほか、国民健康保険制度において都道府県が財政運営の責任主体となる新制度が施行されるなど、節目の年となる。

子育て、医療、介護等の社会保障サービスの多くは住民に身近な地方自治体を通じて提供されており、地方自治体の果たす役割は極めて大きい。このため、国と地方が互いに協力しながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要である。医療・介護提供体制及び医療費・介護費に係る都道府県のガバナンス強化及びインセンティブ措置の拡充等の議論があるが、効率化のみならず、必要な医療・介護サービスを住民に提供するという観点も重要である。このため、社会保障の担い手である地方自治体の意見も十分に踏まえながら、改革を推進すべきである。また、国民健康保険制度については、新制度の施行に向け、地方自治体において、準備が本格化しているところである。新制度へ円滑に移行できるよう、制度や運用の詳細について、引き続き、地方と十分に協議を行う必要がある。

このほか、待機児童の解消については、政府において、平成25年度に待機児童解消加速化プランを打ち出し、取組が進められているが、新たなプランを決定することとされている。地方が着実に新たなプランに基づく取組を進められるよう、地方負担分も含めた安定財源を確保することが必要である。

３．地方財政の健全化に資する取組等

⑴　行政サービスの確保のための地方自治体の業務改革

地方自治体には、厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や少子高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している。住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進を行い、今後とも、地域の課題を克服し、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制を確保することが不可欠である。

（地方行政サービス改革の推進）

質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するため、地方自治体においては積極的な業務改革の推進に努めることが必要である[19]。

業務改革の取組状況について、国は「見える化」及び比較可能な形での公表を行いつつ、地方自治体が業務改革を推進するに当たっての課題や対応策についても把握に努めることが重要である。

さらに、行政コストの比較を通じた行政効率及びＢＰＲ[20]による業務改革の効果把握の状況を「見える化」する観点から、各地方自治体の窓口業務改革及び庶務業務の集約化の効果について、歳出削減効果とともに、来庁者の待ち時間削減や住民満足度の向上などサービス面の効果を含めて把握・公表していくことが考えられる。

また、定型的業務にとどまらず、様々な行政サービスについて、地域を支える個人や団体との協働が進められているほか、企業やＮＰＯなどの連携により地域課題を解決し、住民満足度の向上を図る取組も行われている。さらに、地方自治体が広域連携や事務の共同処理を行い、一体として行政サービスを提供することにより、圏域として人口流出を食い止める等の施策が広がっている。今後とも、こうした連携・協働が積極的に展開されることが期待される。